

証券コード3548
平成29年4月11日

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長 村 井 博 之

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年4月25日（火曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年4月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第18期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.baroque-global.com/jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.baroque-global.com/jp/ir>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)における我が国経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、個人消費におきましては依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属するカジュアルウェア専門店業界におきましても、消費者の低価格志向が強まる傾向が続いており、天候不順による外的要因も相まって、引き続き不安定な状況で推移しました。

このような環境の中、当社グループの国内事業におきましては、既存店で客数、客単価で苦戦を強いられたものの、新規出店の継続による売り上げの拡大を図るとともに、Eコマースが前年を大きく上回る結果となりました。

また、商品開発力の強化、仕入原価率の低減、物流費の適正化等のサプライチェーンマネジメント改革に積極的に取り組んでまいりました。

海外事業におきましては、戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings Limitedと共同で設立した合弁会社において、前年に引き続き「MOUSSY」を中心とした新規出店を継続することで、高い売上の伸びを実現いたしました。

連結会計年度末における国内店舗数は358店舗(直営店263店舗、FC店95店舗)、同海外店舗数は10店舗(直営店2店舗、FC店8店舗)、合計368店舗になりました。また、Belle International Holdings Limitedとの合弁会社が展開する中国小売事業の店舗数は187店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高69,493百万円(前連結会計年度比1.1%増)、営業利益5,368百万円(前連結会計年度比10.5%減)、経常利益5,385百万円(前連結会計年度比12.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,507百万円(前連結会計年度比16.9%減)となりました。

(国別売上高の状況)

国別の売上高及び構成比は以下のとおりです。

国名	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
日本	62,123	89.4	△1.2
中国	6,077	8.7	29.7
香港・その他	1,293	1.9	9.9
(合計)	69,493	100.0	1.1

(国内ブランド別売上高の状況)

国内ブランド別の売上高及び構成比は以下のとおりです。

ブランド名	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
MOUSSY (マウジー)	10,606	17.1	△4.0
SLY (スライ)	5,818	9.4	△12.9
Rodeo Crowns (ロデオクラウンズ)	8,650	13.9	5.7
rienda (リエンダ)	5,043	8.1	△10.2
AZUL by moussy (アズールバイマウジー)	24,551	39.5	0.4
ENFOLD (エンフォールド)	2,486	4.0	△0.2
Avan Lily (アヴァンリリィ)	1,707	2.7	△0.9
その他	3,259	5.3	20.4
(合計)	62,123	100.0	△1.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した企業集団の設備投資の総額は1,923百万円であります。その主な内容は次のとおりです。

新規出店に係る敷金・保証金	294百万円
新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資	1,084百万円

③ 資金調達の状況

当社は、平成28年11月1日に東京証券取引所市場第一部へ株式を上場し、公募増資により、総額で7,980百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (平成26年1月期)	第16期 (平成27年1月期)	第17期 (平成28年1月期)	第18期 (当連結会計年度) (平成29年1月期)
売 上 高 (百万円)	61,723	62,525	68,769	69,493
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△590	△2,340	4,221	3,507
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△3,773.04	△14,951.27	134.85	108.37
総 資 産 (百万円)	24,477	24,018	28,298	38,459
純 資 産 (百万円)	3,519	1,652	5,853	17,002
1株当たり純資産額 (円)	21,138.96	8,521.45	176.30	465.68

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、平成28年8月26日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次のとおりです。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入及び販売
巴洛克（上海）貿易有限公司	90,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE CHINA LIMITED	26,000千香港ドル	51.0% (51.0%)	中国事業にかかる投資会社
巴洛克（上海）企业发展有限公司	20,000千人民元	51.0% (51.0%)	衣料品等の仕入及び販売
FRAME LIMITED	1 香港ドル	100.0% (100.0%)	事業の開発及び商標管理
BAROQUE USA LIMITED	1,455千ドル	100.0%	衣料品等の販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化の進行、消費ニーズの多様化と低価格志向の拡大、外資系企業の参入等により販売競争が激化し、経営環境は依然として厳しい状況が継続しております。また、アパレルの主要な生産地である中国の件費上昇や為替変動による調達価格変動の懸念など、業界を取り巻く環境も引き続き厳しいものとなっております。

このような状況の下、当社グループは平成30年1月期から平成33年1月期の4ヶ年中期経営計画を新たに策定し、『「挑戦」BAROQUE発 世界へ』をスローガンに、全社一丸となって目標達成に向けて取り組んでまいります。

国内事業においては、東京地区及び店舗空白地区への戦略的な出店と既存店舗のスクラップアンドビルドにより持続的な成長と収益力の更なる向上に努めてまいります。また、自社EC事業の基盤強化とマルチチャンネルマーケティングの拡大により、オムニチャンネル戦略を加速することで事業規模の拡大とEC売上比率の大幅な向上を図ります。

海外事業においては、中国における年間60店舗程度の積極的な新規出店により、大幅な収益の拡大を目指してまいります。また、当期に出店した北米に引き続き、南米、東南アジア等への事業展開を視野に入れたグローバル戦略を推進してまいります。

サプライチェーンマネジメントにおいては、生産・物流の全てのプロセスを抜本的に見直し、仕入原価率の改善、物流費の削減等に取り組むことにより、収益力の更なる強化に取り組んでまいります。

これらの施策により、最終年度において、売上高100,000百万円、経常利益11,000百万円、連結経常利益率11.0%を目指します。

このほかにも、ブランド価値の更なる向上、人材の確保と育成、内部管理体制の強化を図るとともに、社会貢献活動や環境課題への対応になお一層真摯に取り組むことで企業の社会的責任を果たし、社会全体の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社6社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注） Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年1月31日現在）

① 当社の事業所

本 社	東京都 目黒区
店 舗	263店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市
BAROQUE CHINA LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）企业发展有限公司	中華人民共和国 上海市
FRAME LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国 ニューヨーク市

(7) 使用人の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,652名	24名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,505（149）名	18名増（17名減）	27.6歳	4年4ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、期間雇用者数（アルバイト社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年1月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	3,290
株式会社みずほ銀行	4,162
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,055
株式会社新生銀行	1,000
三井住友信託銀行株式会社	700
株式会社りそな銀行	350

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年1月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 35,503,000株 |
| ③ 株 主 数 | 19,079名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600株	20.52%
オリックス株式会社	6,815,600	19.20
CDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITED	5,242,900	14.77
村 井 博 之	3,550,100	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	249,300	0.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	160,200	0.45
金 慶光	160,000	0.45
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	150,000	0.42
上田八木短資株式会社	127,100	0.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	122,500	0.35

(注) 持株比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年1月31日現在)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日	平成20年3月6日	平成20年11月26日	平成28年1月14日	
新株予約権の数	480個	440個	200個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 96,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 88,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり750円)	新株予約権1個当たり 230,000円 (1株当たり1,150円)	
権利行使期間	平成22年3月7日から 平成30年3月6日まで	平成22年11月27日から 平成30年11月26日まで	平成30年1月15日から 平成33年1月14日まで	
行使の条件	注1、2、3、4	注1、2、3	注1、2、3、4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 480個 保有者数： 2名	新株予約権の数： 440個 保有者数： 2名	新株予約権の数： 200個 保有者数： 1名
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の対象となる株式が国内の金融商品取引所に上場している場合に限り新株予約権を行使できる。
2. 新株予約権者は、その行使の時点において当社の取締役、監査役又は使用人の地位になければならない。但し、新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社取締役、監査役又は使用人たる地位を失った後も権利を行使できる。
3. 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権を行使することができない。
4. 本新株予約権は、割り当てられる新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 井 博 之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 代表取締役 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE USA LIMITED 取締役
代表取締役副社長	奈 良 世 輝	最高執行責任者 営業統括本部長
取 締 役	山 崎 浩 史	常務執行役員 管理本部長 BAROQUE HK LIMITED 取締役 巴罗克(上海)貿易有限公司 取締役 FRAME LIMITED 取締役
取 締 役	盛 百 椒	Belle International Holdings Limited, Executive Director and CEO Shenzhen Leather Association, Chairman China Leather Industry Association, Vice Chairman 巴罗克(上海)服饰有限公司 取締役
取 締 役	盛 放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 代表取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 取締役
取 締 役	井 上 亮	オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO
取 締 役	胡 曉 玲	CDH Investments, Managing Director Belle International Holdings Limited, Non-executive Director Beijing Motie Book Co., Limited, Director Midea Group Co. Ltd., Director Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director
取 締 役	篠 沢 恭 助	公益財団法人資本市場研究会 理事長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	濱 邦 久	コンプライアンス委員会 委員長 株式会社よみうりランド 社外監査役 日東紡績株式会社 社外取締役 清水港精糖株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 田 芳 樹	
監 査 役	尾 崎 輝 郎	尾崎輝郎公認会計士事務所 所長 乾汽船株式会社 社外監査役 オリックス不動産投資法人 執行役員
監 査 役	長 安 弘 志	東西総合法律事務所 弁護士 日本データカード株式会社 監査役 ヤンセンファーマ株式会社 監査役 住友理工株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役盛百椒氏、盛放氏、井上亮氏、胡曉玲氏、篠沢恭助氏及び濱邦久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹氏及び長安弘志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である篠沢恭助氏及び濱邦久氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏及び長安弘志氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出しております。
4. 取締役盛百椒氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Director及びCEOを兼務しております。
5. 取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克(上海)服飾有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社との間で、当社ブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
6. 取締役井上亮氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社の取締役兼代表執行役社長を兼務しております。
7. 取締役胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH InvestmentsのManaging Directorを兼務しております。
8. 社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な関係はありません。
9. 取締役濱邦久氏は、平成28年4月25日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任し、同日付で社外取締役に就任しております。
10. 監査役尾崎輝郎氏は、平成28年4月25日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により社外取締役を退任し、同日付で監査役に就任しております。
11. 監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
12. 監査役尾崎輝郎氏は、公認会計士として長年会計実務に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役及び監査役尾崎輝郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (3名)	85百万円 (12百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	21百万円 (13百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8名 (4名)	106百万円 (25百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成23年4月26日開催の第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成21年4月28日開催の第10期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役のうち、4名は無報酬であります。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 盛 百 椒	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 盛 放	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 井 上 亮	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 胡 曉 玲	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、主に企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 篠 沢 恭 助	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、主に国際金融・経済に関する専門的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 瀨 邦 久	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、当事業年度のうち、瀨邦久氏が社外監査役の在任期間中に開催された監査役会4回のうち全てに出席いたしました。主に法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉 田 芳 樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会16回のうち全てに出席いたしました。主に企業における内部監査ならびに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、経営全般及び取締役の執行について、必要な監査を行っております。
監査役 尾 崎 輝 郎	当事業年度のうち、尾崎輝郎氏が社外取締役の在任期間中に開催された取締役会3回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての財務・会計分野の実務経験および専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 長 安 弘 志	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会16回のうち全てに出席いたしました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、監査法人の種類変更により、平成28年7月1日付で名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がPwCあらた有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務及び株式上場に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。
 - ロ 「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。
 - ハ 外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。
 - ニ 内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役会に報告する。
 - ホ 職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行することで、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与えうる事態発生防止と、各部門のリスク管理を徹底する。
 - ロ 法務部門の人材を強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。
 - ハ 危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。
 - ロ 執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。
 - ハ 取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。
 - ニ その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。
 - ロ 当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。
 - ロ 当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。
 - ハ 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - ニ 当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。
 - ロ 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。
 - ロ 監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。
 - ハ 取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。
- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月1回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的実施し、また、東京証券取引所への上場にあたり、インサイダー取引防止に関するセミナーを全役員職員に対して実施いたしました。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び人事総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたることとしております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

当社の監査役会は3名（内2名は社外監査役）で構成されております。監査役監査は、監査役会が決定した年間の監査方針及び実施計画に基づき、月1回以上の監査役会を開催し、代表取締役との意見交換、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めております。

内部監査室とは隔月で打合せを行い、監査内容の確認及び意見交換を行っております。

また、会計監査人及び内部監査室長とは四半期ごとに意見交換を実施し、連携を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

また、当社は、平成30年1月期以降は配当性向30%~40%の安定配当を今後の基本方針といたします。引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	30,034	I 流動負債	12,867
現金及び預金	17,309	支払手形	341
売掛金	6,172	買掛金	4,906
商品	5,110	1年内返済予定長期借入金	4,373
貯蔵品	111	未払金	1,439
繰延税金資産	547	未払費用	490
その他	783	未払法人税等	845
貸倒引当金	△1	資産除去債務	32
II 固定資産	8,358	預り保証金	297
1 有形固定資産	2,038	その他	139
建物及び構築物	1,425	II 固定負債	8,589
土地	350	長期借入金	6,184
建設仮勘定	30	退職給付に係る負債	723
その他	232	資産除去債務	972
2 無形固定資産	305	長期未払金	102
ソフトウェア	293	預り保証金	567
その他	12	その他	39
3 投資その他の資産	6,013	負 債 合 計	21,456
投資有価証券	1,820	(純資産の部)	
敷金保証金	3,471	I 株主資本	16,551
繰延税金資産	528	1 資本金	7,904
その他	193	2 資本剰余金	7,901
III 繰延資産	66	3 利益剰余金	746
株式交付費	66	II その他の包括利益累計額	△18
		1 繰延ヘッジ損益	△8
		2 為替換算調整勘定	76
		3 退職給付に係る調整累計額	△87
		III 非支配株主持分	469
資 産 合 計	38,459	純 資 産 合 計	17,002
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,459

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔平成28年 2 月 1 日から〕
〔平成29年 1 月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		69,493
売 上 原 価		30,875
売 上 総 利 益		38,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,249
営 業 利 益		5,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	270	
そ の 他	55	330
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	121	
支 払 手 数 料	30	
固 定 資 産 除 却 損	68	
為 替 差 損	71	
そ の 他	21	313
経 常 利 益		5,385
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	129	129
特 別 損 失		
減 損 損 失	41	41
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,574	
法 人 税 等 調 整 額	220	1,795
当 期 純 利 益		3,678
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		171
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,507

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成28年 2 月 1 日から
平成29年 1 月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成28年 2 月 1 日残高	3,914	3,911	△2,761	5,063
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	3,990	3,990		7,980
親会社株主に帰属する当期純利益			3,507	3,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	3,990	3,990	3,507	11,487
平成29年 1 月31日残高	7,904	7,901	746	16,551

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成28年 2 月 1 日残高	△17	486	△13	454	334	5,853
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						7,980
親会社株主に帰属する当期純利益						3,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9	△409	△73	△473	134	△339
連結会計年度中の変動額合計	9	△409	△73	△473	134	11,148
平成29年 1 月31日残高	△8	76	△87	△18	469	17,002

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(平成29年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	25,977	I 流動負債	11,218
現金及び預金	16,228	支払手形	341
売掛金	3,580	買掛金	3,676
商品	4,823	1年内返済予定長期借入金	4,373
貯蔵品	111	未払金	1,164
前払費用	186	未払費用	488
繰延税金資産	406	未払法人税等	704
短期貸付金	265	前受金	57
その他	375	資産除去債務	32
貸倒引当金	△1	預り保証金	297
		その他の	81
II 固定資産	9,741	II 固定負債	8,452
1 有形固定資産	1,810	I 長期借入金	6,184
建物及び構築物	1,262	退職給付引当金	597
工具器具備品	105	資産除去債務	961
土地	350	長期未払金	102
建設仮勘定	30	預り保証金	567
その他	61	その他の	39
2 無形固定資産	294	負債合計	19,671
ソフトウェア	293	(純資産の部)	
その他	0	I 株主資本	16,121
3 投資その他の資産	7,636	1 資本金	7,904
関係会社株式	3,216	2 資本剰余金	7,901
敷金保証金	3,407	(1) 資本準備金	7,901
長期貸付金	300	3 利益剰余金	316
長期前払費用	191	(1) その他利益剰余金	316
繰延税金資産	520	繰越利益剰余金	316
III 繰延資産	66	II 評価・換算差額等	△8
株式交付費	66	1 繰延ヘッジ損益	△8
資産合計	35,785	純資産合計	16,113
		負債・純資産合計	35,785

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,970
売上原価		26,469
売上総利益		36,501
販売費及び一般管理費		31,498
営業利益		5,002
営業外収益		
受取利息	17	
その他の	8	26
営業外費用		
支払利息	121	
支払手数料	29	
固定資産除却損	68	
為替差損	131	
その他の	21	372
経常利益		4,655
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	129	129
特別損失		
減損損失	41	41
税引前当期純利益		4,744
法人税、住民税及び事業税	1,444	
法人税等調整額	225	1,669
当期純利益		3,074

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成28年 2 月 1 日から〕
〔平成29年 1 月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金				
		繰越利益 剰余金					
平成28年 2 月 1 日残高	3,914	3,911	△2,758	5,067	△17	△17	5,049
事業年度中の変動額							
新株の発行	3,990	3,990		7,980			7,980
当期純利益			3,074	3,074			3,074
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					9	9	9
事業年度中の変動額合計	3,990	3,990	3,074	11,054	9	9	11,064
平成29年 1 月31日残高	7,904	7,901	316	16,121	△8	△8	16,113

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年3月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤山 宏行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年3月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤山 宏行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役 吉田芳樹 ㊟

監査役 尾崎輝郎 ㊟

監査役 長安弘志 ㊟

(注) 常勤監査役吉田芳樹及び監査役長安弘志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、当社は、平成30年1月期以降、配当性向30%~40%の安定配当を基本方針とすることに変更はなく、引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図ってまいります。

資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金7,901,375,000円のうち、200,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。減少後の資本準備金の額は7,701,375,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成29年4月26日

(注) 上記の資本準備金及び減少後の資本準備金の額の記載は、平成29年1月31日時点の金額に基づくものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（9名）が任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	むら い ひろ ゆき 村 井 博 之 (昭和36年7月26日)	昭和60年8月 キヤノン株式会社 入社 平成6年4月 KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長 平成7年4月 CENTURY GROW LIMITED 社長 平成9年7月 株式会社日本エアシステム(現 日本航空株式会社)香港現地法人 社長 株式会社JASトレーディング(現 株式会社JALUX) 香港現地法人 社長 平成18年10月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 平成19年1月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director 平成19年4月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長 株式会社バロックジャパンリミテッド (旧BJL) 代表取締役会長 平成20年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 平成21年5月 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役(現任) 平成25年5月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者 平成25年9月 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director (現任) BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 (現任) 巴罗克(上海)服饰有限公司 取締役 (現任) 平成25年11月 巴罗克(上海)企业发展有限公司 代表取締役 (現任) 平成26年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 (現任) FRAME LIMITED 取締役 Managing Director (現任) 平成27年2月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman (現任) 平成28年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役 (現任)	3,550,100株
<p>取締役候補者とした理由 村井博之氏は、中国を始めとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以来、グローバルSPA事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績をふまえ、当社取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	な ら せい き 奈 良 世 輝 (昭和33年12月15日)	昭和56年 3月 株式会社ジュン 入社 平成14年 7月 株式会社フェイクデリック 入社 平成17年 9月 株式会社フェイクデリック 代表取締役 平成19年 4月 株式会社バロックジャパンリミテッド (旧 BJL) 代表取締役 平成20年 2月 当社 執行役員 最高執行責任者 平成21年 3月 当社 執行役員 営業統括本部長 平成21年 4月 当社 取締役 専務執行役員 営業統括本部長 平成22年 4月 当社 取締役 上席執行役員 社長補佐 営業管掌 平成23年 6月 当社 代表取締役副社長 上席執行役員 営業統括本部長 平成24年 9月 当社 代表取締役副社長 上席執行役員 営業統括本部長 兼 MOUSSY事業部長 平成25年 5月 当社 代表取締役副社長 上席執行役員 MOUSSY事業部長 平成25年 11月 当社 代表取締役副社長 平成26年 2月 当社 代表取締役副社長 最高執行責任者 兼 営業統括本部長 (現任)	100,000株
取締役候補者とした理由 奈良世輝氏は、長年にわたり、ファッション業界に携わり、取締役として、主に当社の国内アパレル事業の推進を担ってまいりました。今までの経験及び実績を活かして、引き続き、国内事業の牽引役として、取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	やま ざき ひろ ふみ 山 崎 浩 史 (昭和40年10月10日)	平成2年4月 株式会社クラレ 入社 平成12年7月 トランス・コスモス株式会社入社 平成16年4月 同社 管理本部長 平成17年4月 株式会社ザッパラス 入社 平成17年7月 同社 取締役 管理本部長 平成20年5月 同社 専務取締役 平成21年11月 同社 取締役 平成22年8月 同社 常勤監査役 平成24年7月 同社 監査役 平成25年5月 当社 管理本部 人事総務部長 平成26年2月 当社 執行役員 経営企画室長 兼 管理本部長 兼 人事総務部長 平成27年5月 当社 取締役 常務執行役員 経営企画室長 兼 管理本部長 兼 人事総務部長 兼 情報システム部長 平成27年11月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画室長 BAROQUE HK LIMITED 取締役 (現任) 巴罗克(上海)貿易有限公司 取締役 (現任) FRAME LIMITED 取締役 (現任) 平成28年1月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 (現任)	0株
取締役候補者とした理由 山崎浩史は、上場会社における管理部門の責任者として長年の経験を有しており、当社においても、今後の企業価値の向上の実現のために必要な人材と判断し、引き続き、取締役の選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	シェン 盛 ファン 放 Sheng Fang (昭和47年11月11日) (社外取締役候補者)	平成5年11月 Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office 平成17年11月 Belle International Holdings Limited Regional Manager 平成19年5月 Belle International Holdings Limited Group SVP & Head of Eastern China Region 平成23年5月 Belle International Holdings Limited Executive Director (現任) 平成23年12月 Smile Charity Foundation, Deputy Chairman(現任) 平成25年4月 Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship (現任) 平成25年8月 当社 社外取締役 (現任) 平成25年9月 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取 締役 (現任) 巴罗克(上海)服饰有限公司 代表取締役 (現任) 平成25年11月 巴罗克(上海)企业发展有限公司 取締役 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 盛放氏は、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年8ヶ月であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	いのうえ まこと 井上 亮 (昭和27年10月2日) (社外取締役候補者)	昭和50年4月 オリエント・リース株式会社（現 オリックス株式会社）入社 平成17年2月 同社 執行役 平成18年1月 同社 常務執行役 平成20年6月 同社 海外事業統括本部長 平成21年1月 同社 グローバル事業本部長 平成21年6月 同社 専務執行役 平成22年6月 同社 取締役 兼 執行役副社長 平成22年10月 当社 社外取締役（現任） 平成23年1月 オリックス株式会社 取締役 兼 代表執行役社長 グループCOO 平成26年1月 同社 取締役 兼 代表執行役社長 グループCo-CEO 平成26年6月 同社 取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 井上亮氏は、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年6ヶ月であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	フ シャオ リン 胡 曉 玲 Hu Xiao Ling (昭和45年8月5日) (社外取締役候補者)	平成7年7月 Arthur Anderson, Certified Public Accountants 平成11年5月 China International Capital Co. Limited 平成14年8月 CDH Investments, Managing Director (現任) 平成17年9月 Belle International Holdings Limited Non-executive Director (現任) 平成18年4月 Anhui Yingliu Electromechanical Co., Ltd. Director 平成19年11月 SUNAC China Holdings Limited Non-executive Director 平成22年7月 Beijing Motie Book Co., Limited Director (現任) 平成24年8月 Midea Group Co. Ltd., Director (現任) 平成25年8月 当社 社外取締役 (現任) 平成27年5月 Dali Foods Group Company Limited Non-executive Director (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 胡曉玲氏は、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年8ヶ月であります。			
7	しの ざわ きょう すけ 篠 沢 恭 助 (昭和12年3月1日) (社外取締役候補者)	昭和35年4月 大蔵省 (現 財務省) 入省 平成7年5月 同省 事務次官 平成10年5月 海外経済協力基金 総裁 平成11年10月 国際協力銀行 副総裁 平成13年6月 同行 総裁 平成20年1月 財団法人資本市場研究会 (現 公益財団法人資本市場研究会) 理事長 (現任) 平成21年4月 当社 社外取締役 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 篠沢恭助氏は、大蔵省 (現財務省) や国際金融にかかわる豊富な経歴によって培われた豊富な知識、経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年あります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	はま くに ひさ 濱 邦 久 (昭和9年12月2日) (社外取締役候補者)	昭和34年4月 検事任官 平成3年12月 法務省刑事局長 平成5年12月 法務事務次官 平成8年1月 東京高等検察庁検事長 平成9年12月 弁護士登録 平成10年6月 株式会社ミロク情報サービス 社外監査役 平成13年8月 株式会社よみうりランド 社外監査役(現任) 平成14年6月 株式会社証券保管振替機構 社外取締役 平成18年12月 当社コンプライアンス委員会 委員長(現任) 平成20年6月 有機合成薬品工業株式会社 社外監査役 日東紡績株式会社 社外取締役(現任) 平成22年6月 鹿島建設株式会社 社外監査役 平成25年8月 当社 社外監査役 平成28年4月 当社 社外取締役(現任) 平成28年6月 塩水港精糖株式会社 社外取締役(現任)	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>濱邦久氏は、法曹界および法務行政における豊富な経験と幅広い見識ならびに当社の社外監査役、コンプライアンス委員会 委員長としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。</p>			

- (注) 1. 盛百椒氏は、本総会終結の時をもって、任期満了により、取締役を退任いたします。
2. 盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克(上海)服饰有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社とブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
3. 井上亮氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社の取締役兼代表執行役社長を兼務しております。
4. 胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH InvestmentsのManaging Directorを兼務しております。
5. その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
6. 当社は、定款第27条第2項において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、盛放氏、井上亮氏、胡曉玲氏、篠沢恭助氏及び濱邦久氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
7. 篠沢恭助氏及び濱邦久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じです。）に対し、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

下記2. において詳述いたしますとおり、本制度は、取締役及び執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成23年4月26日開催の第12期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（社外取締役を含む）の報酬額（年額1,000百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（なお、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年1月末日で終了する事業年度から平成32年1月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年6月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金とし

で見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（５）のとおり、１事業年度当たり72,000ポイント（うち取締役分として31,000ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、216,000株（うち取締役分として93,000株）を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成29年3月21日の終値1,354円を適用した場合、上記の必要資金は、292,464千円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

（４）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、216,000株（うち取締役分として93,000株）を上限として、取引市場を通じて取得するものとします。

（５）取締役等に給付される当社株式の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、72,000ポイント（うち取締役分として31,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントの合計数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定

の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

（７）取締役の報酬等の額の算定方法

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以 上

